

東浦町長選挙



投票日 7月21日(日) 午前7時～午後8時

期日前投票
と き 7月17日(水)～20日(土)
午前8時30分～午後8時
ところ 役場 西会議室棟 1階

※7月16日(火)の告示に、立候補届出人数が1名の場合、無投票となり選挙を行いません。
※日程については変更の可能性があります。



■投票できる方
平成13年7月22日以前に出生し、平成31年4月15日以前に本町の住民基本台帳に登録され、引き続き3ヶ月以上本町に居住している方。町外に転出した方は、投票できません。

参議院議員 通常選挙



投票日 7月21日(日) 午前7時～午後8時

期日前投票
と き 7月5日(金)～20日(土)
午前8時30分～午後8時
ところ 役場 西会議室棟 1階

※日程については変更の可能性があります。

■投票できる方
平成13年7月22日以前に出生し、平成31年4月3日以前に本町の住民基本台帳に登録され、引き続き3ヶ月以上本町に居住している方。
なお、平成31年4月4日以降に他市町村から本町に転入された方で、前住所地の選挙人名簿に登録されている方は、前住所地で投票することができます。
また、本町の選挙人名簿に登録されている方で他市町村に転出された方は、本町で投票することができます。

共通項目

投票には、郵送された「投票所入場券」を各自切り離してお持ちください。「投票所入場券」が届かなくても、選挙人名簿に登録されていて選挙権がある方は、投票所で名簿と照合のうえ投票できます。

■その他投票方法

通常の投票以外にも次の方法があります。

不明な点は、選挙管理委員会事務局に問い合わせください。

●不在者投票

・投票日の当日、病気などで入院されている方
・投票日まで18歳になるが、期日前投票の日にはまだ17歳の方
・仕事などで遠隔地の市町村に長期滞在され本町に帰ることができない方

●郵便等投票制度

一定の障がい有する方

※事前に選挙管理委員会事務局で手続きが必要です。また、郵便等投票の請求は7月17日(水)までに行ってください。

●代理投票・点字投票

病気などで字を書くことが困難な方。投票所で係員に申し出るか、投票支援カードを提示してください。

投票支援カードについて

投票所での代理投票をする場合にスムーズに受付をすることができるよう「投票支援カード」を作成しました。口頭で伝えることが困難な方や苦手な方は、ご活用ください。※投票所に来られない方の代理で投票ができるものではありません。必ず投票所に投票者本人がお越しください。

投票支援カード

代理投票を 希望します



東浦町選挙管理委員会・東浦町投票管理者

投票所での代理投票をする
場合にご利用
ください

■問い合わせ

町選挙管理委員会
事務局(総務課内) 内線245